

区分	氏名	議員であることの有無	社会福祉関係従事歴	役員中親族その他特殊な関係にある者の状況	親族等特殊関係人	整備運営業務従事	社会福祉学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表	財務諸表監査可能	贈与(寄付)額(千円)	
											当初	償還財源
理事①	鈴木 靖志	無	社会福祉法人勇志会 理事8年					○	○		16,510	163
理事②	堀川 拓	無	社会福祉法人勇志会 理事6年 介護福祉士					○				
理事③	河村 陽子	無	社会福祉法人勇志会 理事8年					○				
理事④	佐藤 伸泰	無	社会福祉法人光華園 評議員10年		○	○	○			○		
理事⑤	荒井 結花	無	社会福祉法人会計従事 12年		○			○				
理事⑥	山下 八重子	無	社会福祉法人勇志会 理事7年 看護師						○			
理事⑦	江谷 清和	無	社会福祉法人 理事6年・監事4年 行政書士			○	○	○	○			
理事⑧	成田 香代子	無	社会福祉法人勇志会				○					
監事①	武田 弘子	無	社会福祉法人勇志会 監事7年				○			○		
監事②	宇坪 正敏	無	公益法人経営コンサル タント				○					
			社会福祉事業 9 人の知識関係者	親族・特殊な関係 1 人 にある者								
合					2人	2人	5人	5人	3人	2人	16,510 千円	163 千円

評議員・役員（理事及び監事）報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人勇志会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- （1）常勤である理事長は、六施設統括責任者として、別表に定める報酬を支給する。
- （2）非常勤役員は、基本的に無報酬とする。

第3条 当法人の業務による会議や研修の参加のための旅費については、職員旅費規程に準じて支給する。

第4条 役員会開催に出席する役員及び担当者については、日当 3,000 円を支給する。
なお、必要に応じて昼食又は夕食を提供することとする。

（公表）

第5条 当法人は、この規定をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

報酬月額	8,400,000 円	700,000 円×12 か月
夏期賞与	1,608,675 円	
冬期賞与	1,608,675 円	
寒冷地手当	116,800 円	
合 計	11,734,150 円	